

2021年3月8日

各位

会社名 株式会社紀文食品
代表者名 代表取締役社長 堤 裕
(コード番号：2933 東証市場第一部)
問合せ先 常務執行役員グループ統括室長 上野 勝
(TEL 03-6891-2600)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2021年3月8日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | | |
|------------------------------|--|------------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 3,000,000株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(2021年3月22日開催予定の取締役会で決定する。) | |
| (3) 払込期日 | 2021年4月12日(月曜日) | |
| (4) 増加する資本金及び
資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2021年3月31日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 | |
| (5) 募集方法 | 発行価格での一般募集とし、みずほ証券株式会社、野村証券株式会社、大和証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、株式会社SBI証券、極東証券株式会社及びエース証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。
引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 | |
| (6) 発行価格 | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案の上、2021年3月31日に決定する。) | |
| (7) 申込期間 | 2021年4月2日(金曜日)から
2021年4月7日(水曜日)まで | |
| (8) 申込株数単位 | 100株 | |
| (9) 株式受渡期日 | 2021年4月13日(火曜日) | |

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (10) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格と同時に決定する。
- (11) 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 築地支店
- (12) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の承認を要する事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。
- (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,144,000株
- (2) 売出人及び売出株式数
 東京都港区虎ノ門三丁目6番2号
 株式会社紀鳳産業 954,000株
 東京都中央区八丁堀一丁目9番6号
 株式会社K E C 150,000株
 千葉県柏市
 渡部 靖男 40,000株
- (3) 売出方法 売出価格での一般向けの売出しとし、みずほ証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。
- (4) 売出価格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申込期間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株式受渡期日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記1.における募集株式の引受価額と同一とする。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 621,600株（上限）
 （売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、または本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2021年3月31日（発行価格等決定日）に決定される。）
- (2) 売出人 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
 みずほ証券株式会社
- (3) 売出方法 売出価格での一般向けの売出しである。

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (4) 売出価格 未定（上記1. における発行価格と同一となる。）
- (5) 申込期間 上記1. における申込期間と同一である。
- (6) 申込株数単位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株式受渡期日 上記1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

4. 第三者割当による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 621,600 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記1. における募集株式の払込金額と同一とする。）
- (3) 申込期日 2021年5月11日（火曜日）
- (4) 払込期日 2021年5月12日（水曜日）
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2021年3月31日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割当方法 割当価格でみずほ証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式の発行を中止する。
- (7) 割当価格 未定（上記1. における募集株式の引受価額と同一となる。）
- (8) 申込株数単位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (9) 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 築地支店
- (10) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (11) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (12) 上記3. のオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止される。

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式数	当社普通株式	3,000,000株
(2) 売出株式数	① 引受人の買取引受による売出し 当社普通株式	1,144,000株
	② オーバーアロットメントによる売出し (※) 当社普通株式 上限	621,600株
(3) 需要の申告期間	2021年3月24日(水曜日)から 2021年3月30日(火曜日)まで	
(4) 価格決定日	2021年3月31日(水曜日) (発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。)	
(5) 申込期間	2021年4月2日(金曜日)から 2021年4月7日(水曜日)まで	
(6) 払込期日	2021年4月12日(月曜日)	
(7) 株式受渡期日	2021年4月13日(火曜日)	

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が621,600株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主である保芦 将人(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2021年3月8日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式621,600株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、2021年4月13日(上場日)から2021年5月7日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	19,208,181株	
公募による新株式発行による増加株式数	3,000,000株	
公募後の発行済株式総数	22,208,181株	
第三者割当による新株式発行による増加株式数	621,600株	(最大)
増加後の発行済株式総数	22,829,781株	(最大)

3. 調達資金の用途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額3,609百万円(※)については、第三者割当増資の手取概算額上限753百万円(※)と合わせた、手取概算額合計上限4,362百万円について、①既存商品生産設備の更新及び新規商品生産設備の新設費用、②当社連結子会社への投融資に充当する予定であります。具体的には、以下の通りであります。

① 既存商品生産設備の更新及び新規商品生産設備の新設費用

- ・既存商品の市場シェア拡大及び収益向上を企図し、国内の複数の工場において、当社グループ主力の水産練り製品の生産設備の入替や、ロングライフ化に必要となる設備等を導入する予定であります。また、国内の複数工場において自動化、省人化に対応した生産設備や、省エネルギー化、食品ロスの削減等の環境負荷を低減した設備に更新する予定であります。
- ・既存商品の製造において、品質保証に係る設備の更新または労働安全対策に係る設備に更新する予定であります。
- ・糖質0g麺®に代表される、健康志向に対応した製品等の拡大を企図し、新規商品の生産設備の新設を行う予定であります。

これらの投資金額は3,805百万円(2022年3月期:1,183百万円、2023年3月期2,622百万円)を見込んでおります。

② 当社連結子会社への投融資

- ・今後成長が見込まれる海外食品事業において、カニ風味かまぼこの需要拡大に備え、当社連結子会社であるKIBUN (THAILAND) CO., LTD. に同製品の製造ラインの増設を行う予定であり、投融資金額は557百万円(2023年3月期:557百万円)を予定しております。

なお、上記調達資金については、具体的な充当時期まで安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

(※) 有価証券届出書提出時における想定発行価格1,310円を基礎として算出した見込み額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして考えておりますが、将来の事業展開と財務体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績及び将来の見通しを総合的に勘案して、安定した配当を継続して実施してまいりたいと考えております。

なお、当社は、これまで期末配当として年1回の剰余金の配当を行っておりますが、2021年1月27日開催の臨時株主総会決議により定款の一部変更を行い、取締役会決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めている他、基準日を毎年9月30日とする中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

(2) 内部留保資金の用途

中長期的な観点から既存事業の効率化促進や拡大及び新規の事業投資を中心に充当し、企業競争力と経営基盤の長期安定化に取り組み、企業価値の向上を図ってまいります。

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記(1)及び(2)に基づき、各事業年度の財政状態と経営成績を勘案しながら、株主への利益還元を継続的かつ安定的に実施してまいりたいと考えておりますが、現時点においては具体的内容について決定しておりません。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
1株当たり当期純利益金額	105.24円	23.92円	37.29円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	7円 (-1円)	5円 (-1円)	5円 (-1円)
実績配当性向	6.7%	20.9%	13.4%
自己資本当期純利益率	49.0%	9.2%	13.3%
純資産配当率	3.3%	1.9%	1.8%

- (注)
1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しております。
 2. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均株式数に基づき算出しております。
 3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産(期首・期末の平均)で除した数値であります。
 4. 2019年3月期において、減損損失に係る過年度の会計処理に誤りがあることが判明したため、誤謬の訂正を行っております。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、2019年3月期の期首の純資産の帳簿価額に反映させております。なお、2018年3月期における純資産の帳簿価額には反映させておりません。

5. ロックアップについて

公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である株式会社紀鳳産業及び渡部 靖男、貸株人である保芦 将人並びに当社株主である株式会社みずほ銀行、キッコーマン株式会社、野村ホールディングス株式会社、株式会社大和証券グループ本社、日新火災海上保険株式会社、キッコーマンソイフーズ株式会社、株式会社松嶋商事、株式会社プロネクサス、岩塚製菓株式会社、明治安田生命保険相互会社、朝日生命保険相互会社、日本生命保険相互会社、富国生命保険相互会社、みずほ信託銀行株式会社、新菱冷熱工業株式会社、横河電機株式会社、株式会社エム・アイ・ピー、イトウ製菓株式会社、株式会社SBI証券、当社株主かつ役員である落合 正行、堤 裕、弓削 渉、三井 忠彦、川島 純一、大場 政則、國松 浩及び当社グループ会社役員48名は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の2021年10月9日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。)等を行わない旨合意しております。

当社株主であるみずほキャピタル株式会社は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後90日目の2021年7月11日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、その売却価額が発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後にみずほ証券株式会社を通じて行う東京証券取引所での売却等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、ロックアップ対象株式は、上記株主の保有する当社株式のうち12,247,956株であります。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の2021年10月9日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及び

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

オーバーアロットメントによる売出しに関連し、2021年3月8日開催の当社取締役会において決議されたみずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社は上記90日間又は180日間のロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

加えて、当社はみずほ証券株式会社より、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の2021年10月9日までの期間中、元引受契約締結日においてみずほ証券株式会社の計算で保有する当社普通株式10,000株の売却を行わない旨聴取しております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注)「4. 株主への利益配分」における今後の株主に対する利益配分に係る部分は、一定の配当を約束するものでなく、予想に基づくものです。

以 上

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。